

新型コロナウイルス感染症への対応について（第四報）

政府は、5月6日までとしていた緊急事態宣言を5月31日まで延長することを決定しました。これを受け、当所でも5月6日までとしていた下記対応を5月31日まで延長することといたしましたので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、感染状況等の変化に応じて、今後、対応を変更する可能性があります。

記

1. 事業実施の前提条件

以下、3つの条件が重なった場での行動・事業実施は避けることとします。

- ①換気の悪い密閉空間 ②人が密集している ③近距離での会話や発声が行われる
(この条件をクリアできる環境でのみ、事業を実施することとします)

<事業等実施にあたっての注意事項>

上記「3つの条件」をクリアするため、以下のとおり対応します。

- ①「換気の悪い密閉空間」
⇒適宜、休憩時間を設け、会場内の換気を行います。
- ②「人が密集している」
⇒出席人数を限定する（随行者の制限）など、会議規模の縮小を行います。
- ③「近距離での会話や発声が行われる」
⇒会場のレイアウトについて、対面形式は避け、教室形式等で対応します。また、参加者同士の距離が取れるようにします。

2. 当所主催の会議等について

(1) 会議、セミナー、講演会等

- ①参加人数に関わらず、上記「前提条件」をクリアできない会議・セミナー・講演会等については、中止もしくは延期とします。
- ②議件以外の報告事項や講演の中止または延期など、会議時間の短縮や出席人数の限定による会議規模の縮小を検討します。

<開催の際の留意事項>①、②について徹底をお願いします。

- ①咳や熱など風邪の症状がある場合には、参加をご遠慮いただきます。
- ②会場での手消毒の徹底をお願いします（会場受付等には消毒液を設置）。
- ③事務局係員はマスクを着用し、業務に従事します。
- ④マスクの用意がない出席者が希望した場合は、マスクを配布します。

(2) 懇親会・交流会（飲食を伴うもの）

- ・飲食を伴う懇親会・交流会の開催は、主催する組織の長（委員長、座長等）と相談のうえ、原則として開催を控えます。

3. 当所事務局の対応について

(1) 出勤について

- ①事務局員本人が、当日37.5度以上の体温がある場合は、出勤を見合わせます。(有給休暇扱い)
- ②少しでも体調が良くないと感じた場合、出勤前に検温をするなど、体調管理を徹底します。
- ③事務局員の家族等で発熱等の風邪症状がある場合、必ず総務部長に報告します。

(2) 時差出勤・テレワーク

- ・現時点で実施の予定はありません。

(3) 出張

- ①不要不急の出張は極力見合わせます。
- ②出張する場合は最小限の人数にとどめます。

(4) その他

①懇親会について

- ・プライベートを含め極力控えます。

②海外への渡航について

- ・プライベートを含め禁止します。

③県外への訪問について

- ・プライベートを含め極力控えます。但し、新型コロナウイルス感染症予防対策の基本的対処方針による特定警戒都道府県（北海道、茨城、埼玉、千葉、東京、神奈川、石川、岐阜、愛知、京都、大阪、兵庫、福岡）への訪問は禁止します。やむを得ず特定警戒都道府県へ訪問する（した）場合は、所定の様式により必ず総務部長に報告します。

④接客・打合せ（内部打合せ含む）について

- i) 上記「前提条件」をクリアできない場での実施は不可とします。
- ii) 相手の了解を取った上で、極力電話、メール等を使用するなど、感染防止に努めます。
- iii) 少しでも体調の悪い事務局員は応対しないよう、部署内で調整します。
- iv) マスクの着用、相手との距離を置くなどの対応を行うとともに、時間の短縮を心掛けます。

⑤会議室・応接ブースの利用について

- i) 会議室を利用する場合、換気のため、可能な限り扉は開放状態にします。
- ii) 利用後は利用者が消毒液を使用して、消毒を行います。

※会議室、応接ブースに限らず、密閉された空間での会議、打合せ、作業等の際は、上記対応を徹底します。

⑥その他

- ・手洗い、手消毒の徹底、マスクの着用を含む咳エチケット等、個人での感染防止策に努めます。